

**エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業
第2回入札説明書等に関する質問の回答**

平成27年8月11日

山形広域環境事務組合

エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業 第2回入札説明書等に関する質問の回答

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	7	III	9			事業実施区域	第1回質問No.4で質問回答がありました貴組合の敷地境界を超えた範囲を運営事業者が維持管理する事について問題(地権者等との調整事項、その他制約等含む)がないことを再度確認させてください。	第1回入札説明書等に関する質問の回答No. 4のとおりです。 なお、ロードヒーティングを管轄する道路管理者や、橋梁及び排水口等を管轄する河川管理者等に対する各種手続きや調整は組合が行います。	
2	入札説明書 添付資料-2	1/1					事業実施区域の学習エリア	第1回質問回答No.14において、「「学習エリア」は、エネルギー回収施設整備区域に含まれる緑地帯と、関連施設の水場環境創出場を合わせた、一体的な利用での環境学習の場を想定」とのご回答ですが、人工物の無い緑地のイメージでしょうか。イメージを共有して計画したいため、貴組合の抱かれています具体的なイメージについてご教示願います。	付帯施設整備区域から、本件施設対象区域西端の水場環境創出場までの案内板を適所に設けることを要求しております。また、水場環境創出場やJR線路への安全対策を施すことを想定しています。その他の詳細は事業者の提案とします。	
3	要求水準書 設計・建設業務 編	4	第I 編	第3 章	2		関連施設の概要	貴組合が整備する観音アクセス道路を、本件施設対象区域西側(要求水準書添付資料-1における学習エリア)への車両アクセス道路として利用して宜しいでしょうか。	「観音及び山側の道路」は、本件施設対象区域西側への車両アクセス道路としての利用を認めません。	
4	要求水準書 設計・建設業務 編	4	第I 編	第3 章	2		関連施設の概要	貴組合が整備する観音アクセス道路を、本件施設対象区域西側(要求水準書添付資料-1における学習エリア)への一時的な資材搬入に利用して宜しいでしょうか。	「観音及び山側の道路」は、西側の水場環境創出場の維持管理や、学習エリアへの資材搬入等の一時的な利用を認めます。	
5	要求水準書 設計・建設業務 編	4	第I 編	第3 章	2		関連施設の概要	貴組合が整備する敷地北側及び南側の雨水排水路の許容放流量をご教示願います。	許容放流量を算出する資料として、流域図及び流量計算表を【第2回入札説明書に関する質問回答添付資料-1】で提示しますので参照してください。	
6	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第II 編	第1 章	第1 節	7	(2) イ (イ)	地下水	地下水は「利用しない」と記載されていますが、下記提案をすることは可能でしょうか。 ①通常時は上水道を利用し、災害時等のインフラが使用できない際のバックアップとして、地下水を利用する。 ②ロードヒーティングとして、山形市内等で多数の実績がある「無散水消雪システム」(地下水利用システム)を採用する。	要求水準書に記載のとおりとします。 地下水の使用については、水量、水質の点から使用に不適であると判断したこと、生活環境影響調査書において地下水使用は行わないとした経緯から、地下水使用は認めません。
7	要求水準書 設計・建設業務 編	10	第II 編	第1 章	第2 節	1		処理能力	ごみ、小動物の受入に関し、定期点検時や故障停止等においても、先行の立谷川清掃センターとの融通はなく、原則本施設において受入・貯留・処理を行う前提で施設設計、提案を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書 設計・建設業務 編	43	第II 編	第1 章	第12 節	7		生活環境影響調査事後調査の実施、報告	事後調査において、水場環境創出場の移植植物モニタリング調査は実施しますが、育成が芳しくない場合の再移植植物の調達及び移植作業は、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、工事期間中において育成が芳しくないなどの異常が確認された場合は、組合に報告してください。
9	要求水準書 設計・建設業務 編	50	第II 編	第2 章	第2 節	2		プラットホーム	プラットホームの有効幅の設計((4)特記事項 アの項)において、8tロングダンプ車での計画を指定されております。一方、要求水準書 設計・建設業務編 P.11 表II.1.3 搬入車両台数実績(参考)より、本車両は立谷川リサイクルセンター破砕処理残渣の搬入車両であると想定されます。本車両は、現在立谷川リサイクルセンターにて運用中の山形環境保全組合殿が保有する8tダンプ車を想定して計画してよろしいでしょうか。車両仕様(幅、長さ、最高高さ、最小回転半径等)をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段について、現在使用する代表的な車両の仕様については次のとおりです。①型式：ニッサンディーゼルADG-CK2XL②長さ：710cm③幅：249cm④高さ：323cm

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
10	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第II 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ウ	緩衝緑地帯	J R奥羽本線に面した部分の緩衝緑地を設ける事とされており、また高木を配置することとされていますが、緩衝緑地の考え方についてご教示願います。	市道前川ダム東線及びJ R奥羽本線に面した部分には、5m以上の緩衝緑地帯や、その他の緑地に高木や生垣などを配置し、施設の圧迫感を軽減するとともに周辺環境との調和を図ることとしてください。併せて、倒木等を想定した維持管理を行い、列車運行の支障とならないように配慮してください。
11	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第II 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ウ	緩衝緑地帯	緩衝緑地帯に歩行者通路や遊具等を設置しても宜しいでしょうか。	緩衝緑地帯を設置することで施設の圧迫感を軽減し、周辺環境との調和を図る目的であるため、歩行者通路や遊具等の設置を認めません。
12	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第II 編	第3 章	第1 節	3	(1)	エ	建築不可エリア	がけに近接するエリア（建築物配置不可エリア）について、本件施設対象区域の地盤レベルを上げた場合には、要求水準書添付資料-1に示される範囲から変更（縮小）されると考えてよろしいでしょうか。	建築物配置不可エリアの設定は山形県建築基準条例に基づくものであり、配置計画に基づいた個別的な見解は、担当部局（村山総合支庁建築課）との協議により決定して下さい。なお、協議結果に基づく提案は認めることとします。
13	要求水準書 設計・建設業務 編	165	第II 編	第3 章	第2 節	8	(1)	ソ	見学者施設計画	第1回質問回答No.57にて、「先行施設には本件施設の接続は含まれておりませんので、立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場及び先行施設からのデータの取出しや通信機材の設置など、既存設備の一部改造を含みます」との御回答ですが、先行施設において立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場からデータの取出しの為の改造や通信機材の設置は完了済みであり、公平性を期すため、これらのデータや通信機材の内利用可能なものは本件施設においても利用させて頂いてよろしいでしょうか。	【第1回入札説明書に関する質問回答No.57】の回答のとおりです。本件施設を起点とした、新たな高速通信網の整備を提案してください。
14	要求水準書 設計・建設業務 編	167	第II 編	第3 章	第2 節	9	(1)	ア	余熱活用設備	処理棟（管理エリア）と、こどもふれあい広場を複合的に利用可能とするため、余熱活用設備を処理棟に配置することを提案することは可能でしょうか。	地域に開かれた施設となる「こどもふれあい広場」に、余熱活用設備を設置する提案を求めています。この要求水準を満たした上で、余熱活用設備を処理棟（管理エリア）にも配置する提案は可能です。
15	要求水準書 設計・建設業務 編	172	第II 編	第3 章	第3 節	2	(7)		門扉・囲障工事	門扉についてはエネルギー回収施設整備区域と付帯施設整備区域を分離できる位置に設置することとありますが、囲障（フェンス）について組合殿にて標準的に設置を想定されている箇所をご教示願います。 特に下記境界部についての考え方を教えていただけますでしょうか。 ①敷地北側のJRとの境界部 ②エネルギー回収施設と付帯施設の境界部 ③エネルギー回収施設・付帯施設と観音及び山側への道路境界部	囲障の設置については、各区域の領域性を確保したうえで事業者提案とします。 ①については、JR側から囲障の設置を求められております。詳細については、事業者と東日本旅客鉄道株式会社山形保線技術センターの協議に基づいた提案としてください。 ②については、エネルギー回収施設整備区域への関係者以外の立ち入りを禁止し、安全を確保することが可能な位置に、囲障を設置する提案としてください。 ③については、組合が新設した橋梁付近から西側の水場環境創出場までの区域について、囲障を設置してください。
16	要求水準書 運営・維持管理 業務編	15	第3 章	第2 節	1	(3)			受付管理	カモシカなどは、解体等の前処理を行っているとのことですが、解体方法等の具体的な実施例をご教示願います。	カモシカの処理は、小動物焼却炉に投入するため紐等により縛る前処理を行っておりますが、近年において解体による前処理の実績はありません。焼却処理を行うために必要な対策を講じてください。
17	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3 章	第2 節	5	(2)			受付	第1回質問回答No.72にて、「電気自動車急速充電設備の料金徴収は、要求水準書の通り（現金での自動徴収）とする」とのご回答ですが、圏域内の既存充電設備は、協力金名目での定額徴収が一般的です。今回施設においては、この定額協力金を自動徴収するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
18	要求水準書 運営・維持管理 業務編	22	第4 章	第3 節	3		保全工事	第1回質問No.81で質問回答がありました「関連施設は、1件につき130万円未満の保全工事を運営事業者が行うもの」とありますが、運営事業者が行う保全工事の場所としては、 ・橋梁：橋梁の構造に係らない表層アスファルトの部分的補修 ・アクセス道路：表層アスファルトの部分的補修 ・雨水排水路、農業水路：必要に応じた清掃 ・落石防護柵：定期的な状態監視 と考えてよろしいでしょうか。	運営事業者が保全工事を行う主要な関連施設は、①橋梁 ②観音及び山側への道路 ③雨水排水路 ④農業用水路 ⑤落石防護柵 ⑥水場環境創出場などになります。関連施設の保全工事は、日常計画的な手入れ（点検・除草・清掃等）や軽度な修理に加え、景観や性能の回復を目的とした補修を行います。また、その内容や頻度は提案によるものとしますが、その詳細は別途協議の上、決定するものとします。
19	要求水準書 運営・維持管理 業務編	22	第4 章	第3 節	3		保全工事	第1回質問回答No. 81にて、関連施設の保全工事について、1件につき130万円未満の保全工事を運営事業者が行うものとするのご回答ですが、入札の公平性を期すため、補修項目や頻度をご指定頂けないでしょうか。或いは、既設施設での補修実績の内容、金額をご教示願います。	本表No. 18 を参照してください。
20	要求水準書 添付資料-1						建設用地への進入路	第1回質問回答No. 49「建設用地への進入路」について、「前段については、要求水準に記載の通りとします」とのご回答をいただいておりますが、車両、軽車両、歩行者の全てに対して「既存の橋は使用不可である」との理解でよろしいでしょうか。それとも、歩行・軽車両用としての利用については、可能と考えてよろしいでしょうか。また、既存の橋の利用が可能な場合、維持管理は組合殿にて実施されるものとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、既存橋梁の利用は可能です。その利用は歩行者及び自転車等に留め、車両は組合が新設した橋梁を通行する計画としてください。また、既存橋梁付近に公設消火栓が設置されますので利用動線に配慮してください。その詳細を【第2回入札説明書に関する質問回答添付資料-2】で提示しますので参照してください。後段について、既存橋梁を利用する場合は運営事業者が行う保全工事の対象とします。その詳細は、既存橋梁の管理者である山形県統合ダム管理課と別途協議の上、決定するものとします。
21	要求水準書 添付資料-1						事業実施区域図	既存橋梁は「要求水準書添付資料-1」により、敷地境界外(本件施設対象区域外)となっておりますが、本件施設内へのアクセスに利用可能という認識で宜しいでしょうか(工事用やメンテナンス等の大型車両は除く)。	本表No. 20を参照してください。
22	要求水準書 添付資料-1						事業実施区域図	敷地北側に既存電柱「前川ダム線1控線」及び支線が設置されています。 ①本工事着工までに貴組合で撤去されますでしょうか。 ②貴組合で撤去されない場合、応募者にて管轄先と事前協議して宜しいでしょうか。 ③応募者にて事前協議する場合、管轄先についてご教示下さい。 ④応募者と管轄先で事前協議した場合、その協議結果について入札前に貴組合へ報告する必要はなく、入札提案に反映することで宜しいでしょうか。	①既存電柱及び支線の撤去は行いません。既存電柱及び支線の移設や撤去が必要な場合は管轄先と協議の上、事業者の責任において行ってください。 ②管轄先と事前協議を行うことを認めます。 ③事前協議を行う管轄先は東北電力株式会社山形営業所になります。 ④ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答		
23	要求水準書 添付資料-1				観音及び山側への道路	「観音及び山側への道路」の想定される利用動線と利用頻度をご教示願います。また、駐車場（いわや観音への階段部分に面する）から西側に続く道路の使用用途は何を想定されていますでしょうか。 この道路の西側の一部を利用した環境学習設備等を提案することは可能でしょうか。	前段については、いわや観音への参拝者と山側への道路を利用した農耕者、前川ダムの管理車両等の通行になり、その利用頻度は1日あたり車両にして数台程度を想定しています。また、敷地造成工事で施工する駐車場（いわや観音前）から西側に続く道について設計変更します。詳細を【第2回入札説明書に関する質問回答添付資料-3】で提示しますので参照してください。この道は西側の水場環境創出場の維持管理に使用するための通路です。 後段については、設計変更に伴い学習エリアが広くなりますので、環境学習の提案は、この通路以外を利用したものとしてください。	
24	要求水準書 添付資料-1				観音及び山側への道路	水場環境創出場（敷地南中央部）へのアクセスなど、環境学習や地域貢献を目的として「観音及び山側への道路」を使用する計画を提案することは可能でしょうか。	「観音及び山側への道路」の利用を認めません。 また、敷地南中央部の水場環境創出場を環境学習の場として使用する場合は遠目からの観察程度に留め、「観音及び山側への道路」を横断しての使用は控える提案としてください。	
25	要求水準書 添付資料-2				造成計画図	造成工事に関して、下記のような設計変更を提案することは可能でしょうか。 ①環境学習エリアの一部として活用することを目的に、敷地西側の既存樹木を存置すること。 ②敷地北側に緑地帯（盛土）を提案することを目的に、造成工事で設置される鉄筋コンクリート水路や勾配調整側溝を暗渠に変更すること。	①について、提案は認めません。本件施設対象区域の樹木は、組合が発注する敷地造成工事において伐採します。 ②について、設計変更は行いません。要求水準書に記載のとおりとします。	
26	要求水準書 添付資料-4				電柱移設計画図	配置計画図上、干渉が懸念される場合は、JR線に面した北側中央部にある樹木及び電柱（支線）は、撤去あるいは移動を提案することは可能でしょうか。	敷地造成工事において樹木は伐採します。また、支線については本表No. 22を参照して下さい。	
27	建設工事請負契約書（案）	4, 23			第19条、第66条	近隣対応	建設工事請負契約書（案）19条（発注者の行う事項）に近隣同意の取得・近隣対応が含まれております。一方、同第66条1項においても、「受注者は、自らが必要と認める範囲内で、地域住民に対し、工事実施計画等の説明を行わなければならない」とあります。 近隣対応に関する、発注者と受注者の具体的な役割区分があるのでしょうか。ある場合は具体的な役割区分をご教示願います。	発注者は、施設を設置すること自体に関する近隣の同意を得るための対応を行います。 受注者は、地域住民等に対し工事実施計画等の説明を行うこととしますが、その詳細は別途協議の上、決定するものとします。
28	建設工事請負契約書（案）	31				別紙4 保険の詳細	建設工事期間中、生産物賠償責任保険へ加入することを指定されていますが、引渡しが無完了の状態であれば対象物（受注者が製造・販売した全ての生産物）が存在しないものと思料致します。 本保険への加入を指定される趣旨についてご教示下さい。	第1回入札説明書等に関する質問の回答No. 101のとおりです。 生産物賠償責任保険は建設事業者が加入するものであり、建設工事完了日までに本保険へ加入し、毎年更新するものです。ただし、「別紙4 保険の詳細」に示した保険の条件を満たすことを前提に個別の保険への加入を指定するものではありません。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
29	運営業務委託契約書(案)	8	第36条	副生成物ーその他	<p>飛灰、処理不適物の運搬業務に関し、組合、SPC、運搬業者との三者契約による業務遂行は可能でしょうか。 地元の運搬許可業者を活用することによる地域貢献を目的としています。 また、下記手法であれば廃掃法の再委託禁止に抵触せず業務遂行が可能と考えております。</p> <p>1) 貴組合と運営事業者で、運搬業務を含めた運営業務委託契約を締結 2) 貴組合(排出者)と運搬許可業者で、運搬業務委託契約を締結 3) 運営事業者から運搬許可業者へ運搬費を支払</p>	搬送業務の三者契約は認められません。特別目的会社(SPC)にて実施してください。
30	落札者決定基準書	3	3 (2) ア	非価格要素審査	<p>先行施設事業受注者のみが可能な提案については、評価の対象外となると考えてよろしいでしょうか。 例) ごみ処理、人員、備蓄品等の先行施設と本件施設の相互融通</p>	ごみ処理、人員、備蓄品等の先行施設と本件施設の相互融通は認めません。
31	敷地造成工事図面			図番75 仮設工(参考)	<p>概要説明会時に受領した造成工事図面において、JR線路側に立入防止柵(松丸太+トラロープ2段)の表記がありますが、撤去の記載がありません(同図面中の仮囲いには撤去の記載あり)。造成工事完了時に、造成工事所掌にて撤去されるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	敷地造成工事における列車運行上の安全措置として、立入防護柵(松丸太+トラロープ2段)を設置します。また、本件施設の建設工事においても同様に必要であると考えており、敷地造成工事ではこれを存置する計画です。